

健康保険証の廃止と今後の対応について

先日政令で交付があったとおり、2024(令和6)年12月2日より健康保険証が廃止になり、マイナンバーカードを保険証として利用することを基本とした仕組みに移行します。

これに伴いお持ちの健康保険証は、経過措置として2025(令和7)年12月1日までは従来通り使用できますが、2025(令和7)年12月2日以降は使用できなくなります。

経過措置期間は各自での対応が必要となります。詳細は下記をご確認ください。

記

■**対象者**：社会保険に加入している方

■**実施事項**：以下の順に、各自対応してください。

① 「資格情報のお知らせ」を保管する：

2024年9月から順次、けんぽ協会より「**資格情報のお知らせ**」が登録の住所に届きます。

届きましたら記載のマイナンバーが正しいかを確認し、破棄せず保険証と一緒に大切に保管してください。

② 次のA.またはB.のいずれかを選択し、2025年12月1日までに実施する：

A. マイナンバーカードを健康保険証として使用する方

⇒ 既にお持ちのマイナンバーカードに（持っていない方はマイナンバーカードを取得し）、健康保険証の利用登録を行ってください。

B. マイナンバーカードを健康保険証として使用しない方（マイナンバーがない方を含む）

⇒ けんぽ協会より『**資格確認書※**』が順次交付されます。

無くさず大切に保管してください。

2025年12月2日以降は、これを健康保険証の代わりに使用します。

※ ①の「資格情報のお知らせ」とは別のものです。

■ **保険証の破棄について**：

2025年12月2日以降に、お手元の保険証を各自で廃棄してください。

なお2025年12月1日までに退職された方は、従来通り保険証の返却が必要となります。

以上



詳細は弊社ホームページ TOP ページの「NEWS」又は、
スタッフさんページの「スタッフさんへのお知らせ」をご確認ください。